

軽度者(要支援1・2、要介護1)に対する福祉用具貸与について(判断基準)

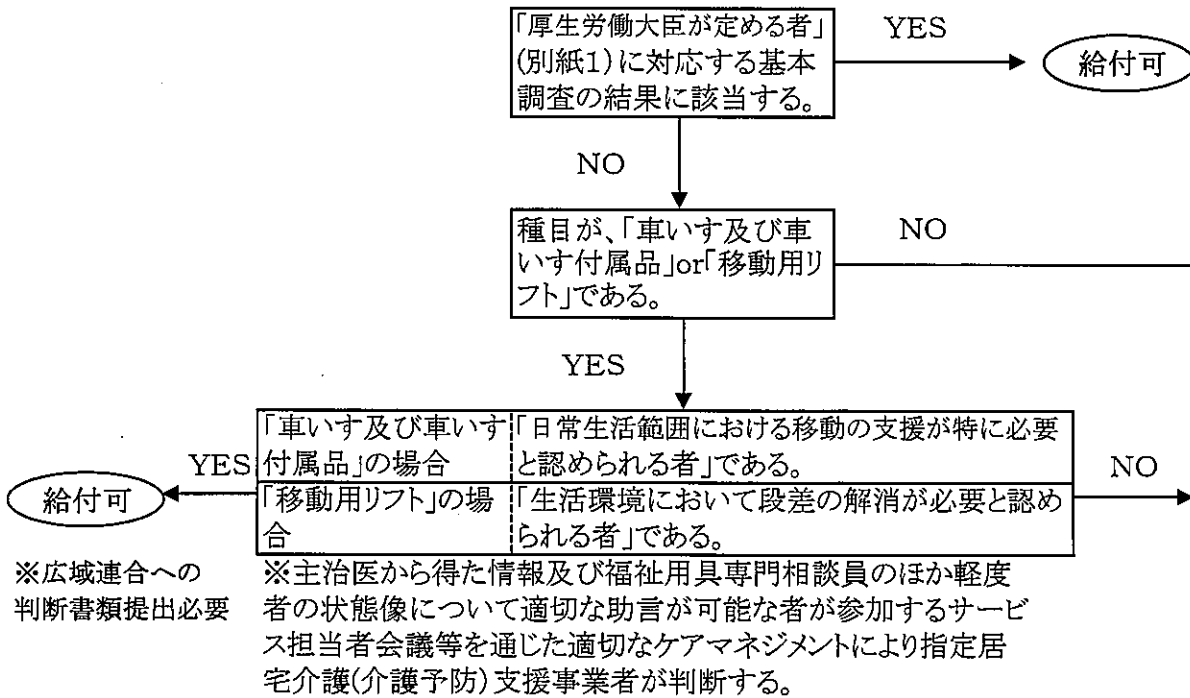
(※自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者)

■福祉用具貸与の給付要件

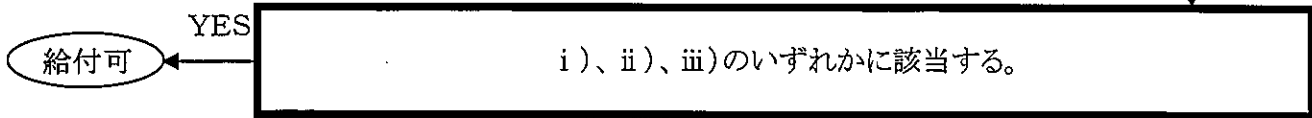
①					
車いす及び車いす付属品	特殊寝台及び特殊寝台付属品	床ずれ防止用具及び体位変換器	認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト	※自動排泄処理装置
給付要件:別紙1に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当しなければならない。					

②			
手すり	スロープ	歩行器	歩行補助つえ
給付要件:なし→保険給付可能			

■①の種目に係る福祉用具貸与の判断基準



《平成19年4月1日以降の見直しで、追加された判断方法》



※広域連合への確認手続き必要

※(1)と(2)の要件を満たし、これらについて広域連合に確認を受けた場合に給付対象となる。

(1)下記 i)～iii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断されていること。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に別紙1に示す状態像に該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別紙1に示す状態像に至ると確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別紙1に示す状態像に該当すると判断できる者

(2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていること。

【別紙1】

対象外種目	貸与が認められる者 (厚生労働大臣が定める者のイ)	可否の判断基準 (厚生労働大臣が定める者のイ に該当する基本調査の結果)
ア)車いす及び 車いす付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行「3. できない」
	(2)日常生活範囲における移動の 支援が特に必要と認められる者	※認定基本調査がないため、主治医の意見を踏まえつ つ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメ ントにより介護支援専門員が判断
イ)特殊寝台及び 特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3. できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
ウ)床ずれ防止用 具及び体位変換 器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3. できない」
エ)認知症老人 徘徊感知機器	次の①②いずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記 憶・理解のいずれかに支障がある	①基本調査3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が意思 を他者に伝達できる」以外 ／又は基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 ／又は基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある 旨が記載されている場合を含む。
	②移動において全介助を必要としない	②基本調査2-2 移動 「4. 全介助」以外
オ)移動用リフト (つり具の部分 を除く) ※(1)(2)(3)のいずれか	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり「3. できない」
	(2)移乗の一部介助または全介助を必 要とする者	基本調査2-1 移乗「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必 要と認められる者	※認定基本調査がないため、主治医の意見を踏まえつ つ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメ ントにより介護支援専門員が判断
カ)自動排泄処理 装置	次の①②いずれにも該当する者	
	①排便が全介助を必要とする者	①基本調査2-6 排便「4. 全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	②基本調査2-1 移乗「4. 全介助」

※例外給付の届出が必要です。

## 福祉用具が必要となる主な事例内容

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容(概略)
I 状態の変化	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	パーキンソン病で内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象(ON・OFF現象)が頻繁に起き、日によって、告示で定める(別紙1)福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	重度の関節リウマチで関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める(別紙1)福祉用具が必要な状態となる。
II 急性増悪	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める(別紙1)福祉用具が必要な状態となる。
III 医師禁忌	・特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。